公　　示

公示第９７号

一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する
標準処理期間について

一般乗用旅客自動車運送事業の申請に対する審査に要する標準的な期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成１４年 １ 月３０日

東北運輸局長　島田 知明

記

Ⅰ．標準処理期間
１．事業の許可（道路運送法(以下「法」という。)第４条第１項）
（１）患者等輸送事業に係るもの
　　標準処理期間　２ヶ月
（２）(１)以外のもの
　　標準処理期間　３ヶ月

２．運賃料金の認可（法第９条の３第１項）
（１）「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成１４年１月１５日公示第８６号）記１に規定する運賃改定に係るもの
　　標準処理期間　同公示記２に規定する申請の受付期間終了後の翌日から５ヶ月
（２）(１)以外のもの
　　標準処理期間　３ヶ月（法第８９条の規定に基づき、意見の聴取があったものについては、４ヶ月）

３．運送約款の認可（法第１１条第１項）
　　標準処理期間　１ヶ月

４．事業計画変更の認可（法第１５条第１項）
（１）営業区域の拡大に係るもの
　　標準処理期間　３ヶ月
（２）(１)以外のもの
　　標準処理期間　２ヶ月

５．事業の譲渡及び譲受の認可（法第３６条第１項）
　　標準処理期間　３ヶ月

６．法人の合併及び分割の認可（法第３６条第２項）
　　標準処理期間　３ヶ月

７．相続の認可（法第３７条第１項）
　　標準処理期間　２ヶ月

Ⅱ．標準処理期間の算定
１．標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まない。
①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
②申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
③１人１車制個人タクシー事業に係る事業の許可、事業の譲渡及び譲受の認可並びに相続の認可について、申請から法令及び地理の試験を受けるまでの期間等

附　則

１．この公示は、平成１４年２月１日より実施し、同日より受け付ける申請について適用する。

２.「一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更認可に係る標準処理期間について」（平成６年９月１日公示第３９号）は、平成１４年１月３１日限りこれを廃止する。

附　則（平成１４年７月１日公示第３７号）
　この公示は、平成１４年７月１日より実施し、同日より受け付ける申請について適用する。

附　則（平成１６年３月３１日公示第１０８号）
　この公示は、平成１６年３月３１日より実施し、同日より受け付ける申請について適用する。

附　則（平成１６年9月３０日公示第５７号）

この公示は、平成１６年１０月１日より実施し、同日より受け付ける申請について適用する。